

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山武市長 松下 浩明

| | | |
|-------------------|---|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 山武市 (122378) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 日向地区 (下辺田、大口、細田、岩ノ谷、松崎、古宿、蔵持、宮田、古谷、椎崎新田、弓手、大椎崎、宿、矢部、金ヶ谷、城府、本郷、古内、山支) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年5月15日 (第7回) | |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農業で生計が立たないのが大きな課題であり、収入のため勤めに出るしかなく、若手は外へ出てしまう。 ・谷津田は耕作しづらく、荒れ地になる可能性が高い。 ・広い農地を保有している場合、電気柵だけのイノシシ対策には限界がある。 ・土地改良の進んでいない地域では、畑作での収益が上がらない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・法律が変わって相続が義務化されるが、境界まで確認する人はおらず、遠方の人が相続しても、荒らしたままとなる。 ・農業機械が高額なので、壊れると修理や買い替えをせず、やめてしまう人も多い。 ・昔は青年団等があり、地域内でのつながりがあったが、今はあまりない。 ・空き家が増加し、動物の住処となってしまった。 |
|--|---|

(2) 地域における農業の将来の在り方

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農地を共同で耕作、管理するような制度、集団営農のような方法を検討してはどうか。 ・兼業で農家をやっている方もいるが、それも年々減っている。(意見) ・国産野菜の価格が高くなると、価格の安い輸入野菜が増えるので、適正な価格転換で出来ない。(意見) |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 297.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 297.2 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

| |
|------------------------------|
| 農業振興地域内の農用地及びその他周辺の農地を区域とする。 |
|------------------------------|

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ちゃんと耕作してくれる人であれば、その人に集積したい。 ・国策として進めないと、(集積・集約は)進まないのでは。(意見) ・担い手に成り得る若手農家の意見を聞く場を市役所で |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・以前、農地中間管理機構を利用する話は出たのだが、マッチングせずに立ち消えになってしまった。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・後継者がいないのでは、大金を掛けてまで基盤整備を行うことはできない。 ・現在、使用しているパイプラインは40年前に整備したので、老朽化が進んでいて修理が必要になる。 ・相続する世代の人は、賦課金が掛かっていることすら知らない。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人を誘致した方がよい。 ・農業系の高校を卒業しても農家を継ぐ人はいないので、農業大学の卒業生を勧誘したほうが見込みがあるのでは。(意見) ・マスコミを使って、外部から人を呼べないか。(意見) |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|---|-----------|--|-------------|--|---------|--|----------|---|------|
| ✓ | ①鳥獣被害防止対策 | | ②有機・減農薬・減肥料 | | ③スマート農業 | | ④畑地化・輸出等 | | ⑤果樹等 |
| | ⑥燃料・資源作物等 | | ⑦保全・管理等 | | ⑧農業用施設 | | ⑨耕畜連携等 | ✓ | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①山武市有害鳥獣駆除隊による駆除の実施及び、被害防止柵（電気柵）の購入設置に対する補助を実施しているので、周知を図ることにより、田畑への防除を進めていく。

⑩新しい兼業の形として、土日の農業体験受け入れがある。趣味で来る人も労働力として力になるし、将来的な就農に繋がる可能性もある。(意見)